

葛城市建設工事発注見通しの公表要綱

平成 18 年 3 月 28 日
告示第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 7 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 5 条に基づき、市の建設工事に係る発注見通しの公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第 2 条 公表の対象となる建設工事は、当該年度に発注することが見込まれるもので、予定価格が 250 万円を超えるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。

(公表の内容)

第 3 条 公表する内容については、次のとおりとする。

- (1) 建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)

(公表の時期)

第 4 条 市長は、毎年度 4 月 1 日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算成立の日)以後遅滞なく公表するものとする。

(公表の方法)

第 5 条 公表の方法は、第 3 条に掲げる事項を記載した別記様式により、総務部総務財政課及び市のホームページにおいて閲覧により公表するものとする。

(公表の期間)

第 6 条 閲覧期間は、当該年度の 3 月 31 日までとする。

(公表の見直し)

第 7 条 市長は、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を目途として、第 3 条の規定により公表した発注見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

2 前項の公表方法等については、前 2 条の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年告示第 21 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 108 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年告示第 231 号)

この告示は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。